

大 個 審 第 1 1 号  
( 答 申 第 8 3 号 )  
平成 1 7 年 9 月 9 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 7 年 9 月 8 日付け教委総第 2 7 3 7 号で諮問のありました「総務サービスの市町村教育委員会及び市町村立学校への展開に係るオンライン結合」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 総務サービスシステム (以下「本システム」という。)により個人情報がオンライン提供される本人に対し、事前に、同システムの趣旨、オンライン提供される個人情報の内容、範囲及び利用について十分周知すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、これらの者が同システムにおいてアクセスできる情報を、それぞれの事務の目的の達成に必要な範囲に限定すること。
- 3 本システムにアクセスできる者に対し付与する ID 番号及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 4 本システムに係る業務の委託先に対しては、アクセスできる個人情報を必要最小限の範囲にとどめるほか、条例第 1 0 条第 1 項に基づき個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。  
また、委託先が条例第 1 0 条第 2 項に基づき個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているか十分に確認し、再委託が行われる場合にあっては、その相手方においても十分な個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じること。
- 5 本システムにおいて取り扱われている個人情報の内容に鑑み、個人情報の慎重な取扱いに留意するとともに、個人情報が漏えいすることのないよう、個人情報のアクセスの管理やシステムのセキュリティ確保等に努めること。